

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 東京都 |
| 3. 市区町村名 | 中野区 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 37-1-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/105000/d018416.html |

執行機関名 中野区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの | 小学校又は中学校の特別支援学級に在籍し、又は通級している児童・生徒の保護者に係る就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 26 | |
| ③番号法別表第2の項 | 37 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 第14の項 小学校又は中学校の特別支援学級に在籍し、又は通級している児童等の保護者に係る就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条 | 中野区特別支援学級就学奨励費支給要綱(昭和63年教育委員会要綱第26号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。 | 第1条 この要綱は、中野区に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒の保護者に対して、その就学の特殊事情に鑑み保護者の経済的な負担を軽減するため、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に基づき就学に必要な経費の援助(以下「就学奨励」という。)を行い、もって特別支援教育の普及、奨励に資することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 中野区特別支援学級就学奨励費支給要綱(昭和63年教育委員会要綱第26号) |